

暗幕カーテン設置業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、西部体育館の一部に暗幕カーテンを設置することにより、施設の機能維持および快適な利用に資することを目的とする。

2 履行場所

秋田市新屋島木町2-55（西部体育館内）

3 履行期間

契約締結の日の翌日から平成30年8月31日まで

4 対象設備

別紙設計書のとおり

5 業務概要

西部体育館内に暗幕カーテンの設置を行うこと。

また、カーテンの設置に伴い、必要な撤去、取外し作業等を行うこと。

6 提出書類等

業務の着手および進行に伴い、次の関係書類等を提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 完成図書

7 安全管理

(1) 業務実施の際は、常に細心の注意を払い、関係法令を遵守し、作業員等の安全を図るものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。

(2) 業務中は、適正な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。

(3) 受注者は、作業が周囲にいる職員および作業者に危険を及ぼすおそれがある場合は、危害又は損害を与えないように万全な安全措置を講ずるとともに、監視人を配置して安全確保に努めること。

8 負担

(1) 業務上必要な器具、工具、測定器、消耗品等は、全て受注者の負担とす

る。

なお、設計図書において記載のある場合は、この限りでない。

(2) 作業中に損害が生じた場合は、以下のとおりとする。

ア 目的物の引渡し前に、目的物又は材料について生じた損害その他の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち秋田市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、秋田市が負担する。

イ 施工について第三者等に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち秋田市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、秋田市が負担する。

9 事前調査

受注者は業務の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況、関連設備その他について綿密な調査を行い、十分実情を把握の上、着手すること。

10 業務完了

(1) 受注者は、業務が終了したときは、速やかに業務完了報告書に、完成図書を添えて提出すること。

(2) 監督員は、業務が終了したときは、速やかに現場確認を行い、完了を認めた場合は、指定する検査員へ検査依頼すること。

11 疑義

業務実施に当たって疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従うものとする。